

## 地 公 労 声 明

地公労は県当局から 2013 年 5 月 14 日に事前協議のあった 7 月からの県職員の給与削減提案に対して、撤回を基本に交渉を行ってきましたが本日終結しました。

県当局が事前協議をしてきた背景は、国が地方交付税の算定にあたって県職員数に応じた給与費相当を削減し、技術的助言という名目に基づいた給与カットを強要してきたためです。

本来、地方交付税法は「国は使途を定めてならない」としています。また、地方公務員の給与は人事委員会勧告制度により「労使において決定」することが原則です。今回の国の措置は、地方自治の本旨に反した重大な問題であり、この認識については、労使ともに一致しています。

また、県職員は、2003～05 年における当時全国最大規模の給与カットへの協力や財政改革推進プログラムなどの行革により、計画以上の人員削減や諸手当の見直し等により生活実態は困窮し、職場実態も大変厳しい状況に置かれています。

さらに県職員の給与は、県内市町村や関係団体を始め、地域の民間給与にも大きく影響することから地域経済への影響が懸念されます。

県当局は、平成 25 年 6 月議会への上程は地公労との交渉を尊重するなかで、当初提案を見送りましたが、追加提案する意向が示されました。

地公労は県当局との交渉では、お互い誠意をもって対応し、県当局から緩和措置があったものの、提案理由に係る基本的な考え方などに対し、お互いの立場の違いから最終的には 6 月 18 日未明に合意に達することはできませんでした。

しかしながら、県当局との関係は双方の立場を尊重しながら様々な場面で誠意ある交渉を行い、今後も労使関係を維持していくことは重要であると考えています。

今回の国の措置は、国民の模範となって法を遵守しなければならない国自らが、法やルールを一方向的に破り、地方の固有財源である地方交付税に制限をかけたことは、地方交付税の交付をうけている県及び県内市町村にも大きな禍根を残し、とうてい許される行為ではありません。

地公労に結集する組合員は引き続き、県民サービスの向上と、県民生活の安定、地域経済の発展に向けて満身して取組む決意であることを表明します。

2013 年 6 月 18 日

長野県地方公務員労働組合共闘会議

長野県職員労働組合

長野県企業局労働組合

長野県教職員組合

長野県高等学校教職員組合